

**平成31年度 福島県
障がい者相談支援（障がい者ケアマネジメント）従事者現任研修開催要項**

1 研修目的

本研修は、地域の相談支援体制の充実に資するため、地域において障がい者ケアマネジメントを実践している者の資質の向上を図り、さらに、地域の相談支援体制の構築・推進等において中核的な役割を担う者を養成することを目的とする。

2 研修期間

講義 1 日間、演習 2 日間の計 3 日間とする。

- ・ 講義：平成31年6月12日（水）9：30～17：00（受付9：20～）
- ・ 演習：平成31年6月13日（木）9：00～17：00
平成31年6月14日（金）9：00～16：40

3 主催 福島県

4 運営主体（事業委託先） 福島県社会福祉士会

5 研修内容（予定）

別紙1「平成31年度障がい者相談支援従事者現任研修 スケジュール（予定）」のとおり

6 受講対象者

本研修は、相談支援専門員が5年に1度受講しなければならないものであり、次の要件を満たす者を対象とする。

- (1) 都道府県が行う障害者相談支援従事者養成研修（初任者研修）、障害者相談支援従事者現任研修を修了した者で24ヶ月以上その業務に従事している者。
- (2) 現在は障害者相談支援専門員として従事していないが、平成26年度以降、障害者相談支援専門員として勤務していた実績が24ヶ月以上あり、研修の際に自分のかかわった事例について資料を提出できる者。

※研修日前日時点で24ヶ月を満たすものは可能とする。

現任研修は、初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度毎の各年度末までに1回以上修了する必要があります。相談支援専門員に従事している者及び今後相談支援業務に従事しようとする者については、忘れずに受講してください。

重要

※1 平成26年度に初任者研修及び現任研修を修了した者で、現任研修を受講していない場合には、今年度中に現任者研修を受講する必要があります。ただし、相談支援専門員としての実務実績が24ヶ月未満の者については再度初任者研修（全日程）を受講して下さい。なお、平成26年4月1日～平成31年6月11日の間で通算24ヶ月以上の実務実績があることが要件です。

※2 上記の対象者が今年度現任研修を受講しなかった場合で、平成32年度以降相談支援専門員になるためには、再度初任者研修（全日程）の受講が必要となります。

※3 対象者の詳細については、別紙1「平成31年度障がい者相談支援従事者現任者研修の受講について」を参照ください。

7 定員 50名（定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます）

8 会場 郡山市総合福祉センター（郡山市朝日一丁目29-9）

9 受講申込

(1) 申込期限 平成31年5月8日（水）郵送又は持参（必着）

(2) 必要書類等 ・別紙2「受講申込書」

・返信用封筒（受講申込書ごと）

（A4サイズがそのまま入る封筒に140円切手を貼付し、返信先（所属等）及び受講申込者の氏名を記入してください。）

(3) 申込先・問合せ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県障がい福祉課（担当：斎藤昭弘）

電話：024-521-7171

（電話、FAX又は電子メールでの申し込みは受け付けませんのでご注意ください。）

10 受講者の決定及び通知

受講者の決定及び通知については、福島県障がい福祉課が選考の上決定し、平成31年5月中旬頃に申込者に通知します。

なお、決定した者は事前課題の提出があります。詳細については、決定通知とともにご案内します。

11 修了証書

研修の全日程を修了した者には、福島県から修了証書を授与します。

※1 30分以上の遅刻・早退・途中退席があった場合は、連絡の有無及び理由のいかんに関わらず、研修は未修了の扱いになります。

2 著しく受講態度の悪い方（私語、居眠り、携帯電話の利用等）について修了とならない場合がありますので、ご注意下さい。

3 演習等における課題の提出について、期日までに提出しなかった者については、受講取消又は研修修了とならない場合があります。

12 経費

受講料 4,500円（指定口座への振り込み）

その他、受講料の振り込み手数料、旅費及び滞在費は派遣者もしくは受講者の負担となります。

なお、振込先については、受講決定通知書とともにご案内いたします。

13 その他

(1) 宿泊先については、各自で手配してください。

(2) 研修中の昼食は、各自で手配してください。

(3) 受講する皆様に関する個人情報、研修の名簿などの研修事業のみの目的で使用し、他の目的で使用したり無断で第三者に提供することはありません。

平成31年度 福島県障がい者相談支援従事者現任研修 スケジュール（予定）

《講義・演習プログラム》

※予定ですので変更となる場合があります。

		時間	項目	内容	
1日目 6/12日 (水) 郡山市 総合福祉 センター		9:20 ~ 9:30	10分	受付	
		9:30 ~ 9:40	10分	開講式 オリエンテーション	主催者挨拶 事務局より資料、日程の確認/現任研修の目的の説明
		9:40 ~ 10:40	60分	講義	行政説明 障がい者福祉の動向, 福島県内の協議会や拠点整備事業等について
		10:40 ~ 10:50	10分	休憩	
		10:50 ~ 11:20	30分	講義	福島県人材育成ビジョン、研修手帳について
		11:20 ~ 12:00	40分	演習	福島県人材育成ビジョンによる 個人の基礎力の振り返り（自己分析・目標達成シートの作成）
		12:00 ~ 12:30	30分	演習	振り返り後の自己分析・目標達成シートについてグループ共有
		12:30 ~ 13:30	60分	昼食休憩	
		13:30 ~ 14:30	60分	講義	相談支援の基本姿勢及びプロセスについて
		14:40 ~ 14:50	10分	休憩	
		14:50 ~ 16:10	80分	講義	多職種連携、チームアプローチの実践について
		16:10 ~ 16:20	10分	休憩	
		16:20 ~ 16:50	30分	講義	まとめ
		16:50 ~ 17:00	10分	連絡	事務連絡

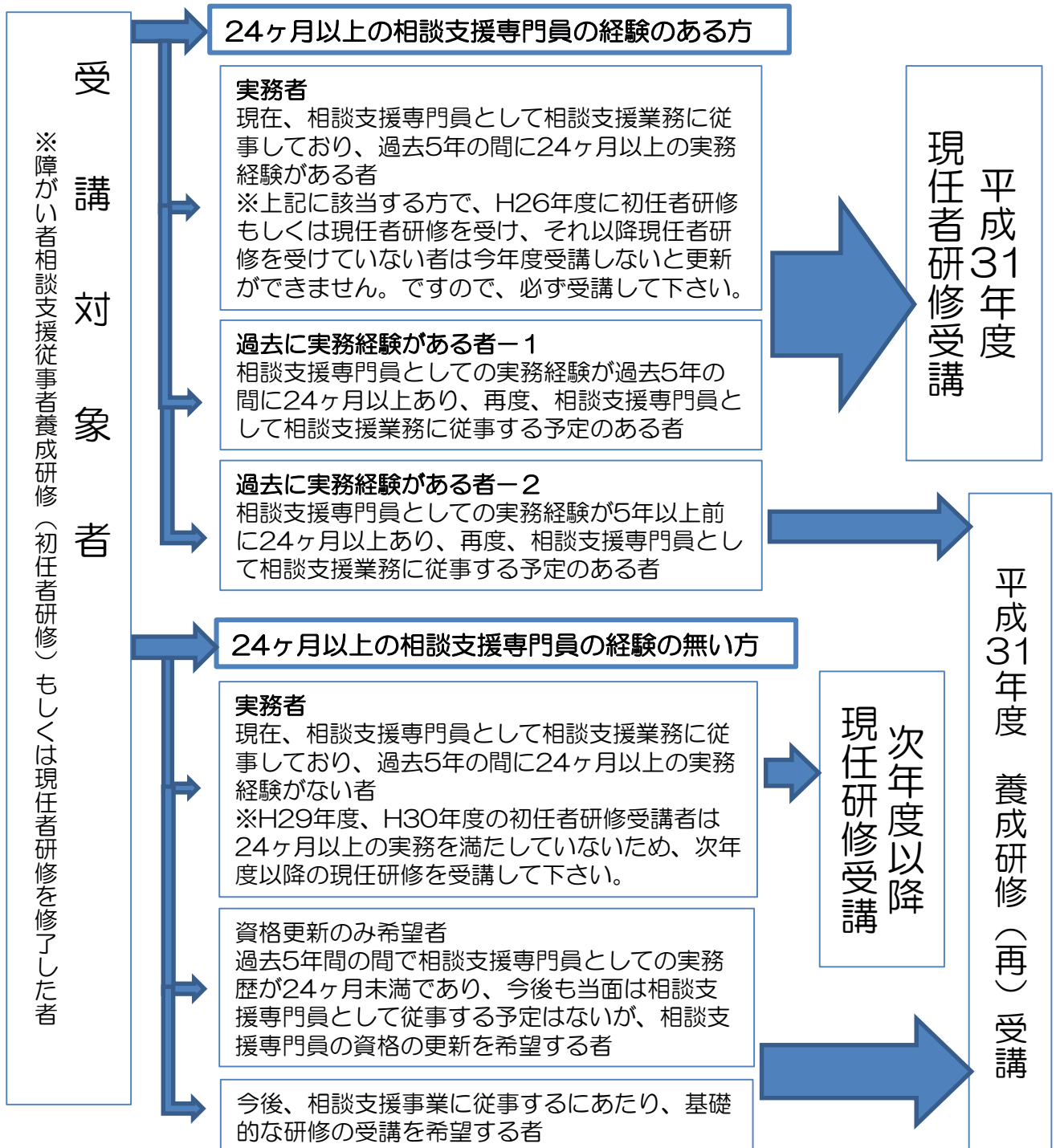
		時間	項目	内容	
2日目 6/13日 (木) 郡山市 総合福祉 センター		9:00 ~ 9:10	10分	オリエンテーション	日程の確認、他
		9:10 ~ 10:10	60分	講義	グループスーパービジョンについて
		10:10 ~ 10:20	10分	休憩	
		10:20 ~ 12:00	100分	講義/演習	グループスーパービジョンによる事例検討前のポイント説明
		12:00 ~ 13:00	60分	昼食休憩	
		13:00 ~ 13:20	20分	演習	ゴール設定の絞り込み（個人ワーク）
		13:20 ~ 16:00	160分	演習	グループワークによるゴール設定の見直し
		16:00 ~ 16:55	55分	演習	グループスーパービジョンによる事例検討デモンストレーション
	16:55 ~ 17:00	5分	連絡	テーブルセッティング、事務連絡	

		時間	項目	内容	
3日目 6/14日 (金) 郡山市 総合福祉 センター		9:00 ~ 9:10	10分	オリエンテーション	日程の確認、他
		9:10 ~ 10:00	50分	演習	グループスーパービジョンによる事例検討 ①
		10:00 ~ 10:10	10分	休憩	
		10:10 ~ 11:00	50分	演習	グループスーパービジョンによる事例検討 ②
		11:00 ~ 11:10	10分	休憩	
		11:10 ~ 12:00	50分	演習	グループスーパービジョンによる事例検討 ③
		12:00 ~ 13:00	60分	昼食休憩	
		13:00 ~ 13:10	10分	連絡	午後の流れの説明
		13:10 ~ 14:00	50分	演習	グループスーパービジョンによる事例検討 ④
		14:00 ~ 14:10	10分	休憩	
		14:10 ~ 15:00	50分	演習	グループスーパービジョンによる事例検討 ⑤
		15:00 ~ 15:10	10分	休憩	
		15:10 ~ 16:00	50分	演習	グループスーパービジョンによる事例検討 ⑥
	16:00 ~ 16:40	40分	閉講式	講評 事務連絡	修了証授与

平成31年度 障がい者相談支援従事者現任研修の受講について

現任研修においては、障がい者ケアマネジメントの実践者の質の向上を図り、地域の相談支援体制の構築・推進等における中核的な役割を担う者を養成することを目的としております。現任研修の内容については、より実践的な内容とし、相談支援業務の質を高めていく考えです。

このため、受講対象となる方は下記を参考に受講する研修を選択してください。



(注)過去5年間の期間について⇒ここでの過去5年間とはH26年4月1日～H31年6月11日の期間を示しています。この期間のなかで通算24ヶ月以上の相談支援専門員の实務経験が本研修の受講の条件となります。

平成31年度障害者相談支援従事者研修の開催について（案内）

今年度の相談支援従事者研修（初任者研修及び現任研修）の予定については、下記のとおりです。

記

1 研修の種類及び受講対象者等

研修名	受講対象者
① 初任者研修	<p>障害者相談支援に熱意をもち継続して関われる者で、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児に関する業務に従事しており、かつ別途定める実務経験を満たす者又は相談支援専門員に従事するまでに満たす予定の者。</p> <hr/> <p>共通講義：平成31年7月4日（木）、5日（金） 福島県文化センター（福島県福島市春日町5-54） 演習（1回目）：平成31年 8月28日（水）～30日（金） （2回目）：平成31年10月16日（水）～18日（金） 郡山市総合福祉センター （福島県郡山市朝日一丁目29番9号）</p>
② 初任者（更新）研修	<p>障害者相談支援に熱意をもち継続して関われる者で、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児に関する業務に従事しており、別途定める実務経験を有する者。 かつ、平成26年度に障害者相談支援従事者研修を修了し、現在は障害者相談支援専門員として勤務していないが、「障害者相談支援従事者研修修了資格」を更新したい者。修了証明書は上記①と同じになります。特定事業所加算対象の「現任者研修」修了にはあたりませんので、留意してください。</p> <hr/> <p>共通講義：平成31年7月4日（木）、5日（金） 福島県文化センター（福島県福島市春日町5-54） 演習（1回目）：平成31年 8月28日（水）～30日（金） （2回目）：平成31年10月16日（水）～18日（金） 郡山市総合福祉センター （福島県郡山市朝日一丁目29番9号）</p>
③ 現任者研修	<p>障害者相談支援事業に従事し、かつ熱意をもち継続して関われる者で、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児に関する業務に従事しており、実務経験を2年以上有する者。 （ただし、現在は障害者相談支援専門員として従事していないが、平成26年度以降、障害者相談支援専門員として勤務していた実績が2年以上あり、研修の際に自分のかかわった事例について資料を提出できる方は当該研修の対象となります）。 ※平成29年度に初任者研修を受講した方は、平成32年度以降の受講になります。</p> <hr/> <p>講義・演習：平成31年6月12日（水）～14日（金） 郡山市総合福祉センター （福島県郡山市朝日一丁目29番9号）</p>

※既に初任者研修を修了した者について、相談支援専門員の資格を更新する必要がある者については、別紙「平成31年度障がい者相談支援従事者現任研修の受講について」を参考に受講する研修を選択してください。